



て、汝等に干渉する爲に、出兵するやうな好事國家はない筈、自覺戒心せよ支那及其の國民。

併しながら出兵を斷行したのは政友會内閣、首相は將軍、陸相は援張の嫌疑者、出兵動作を憤むに非ざれば帝國の對支政策に列國の誤解を招く、第二次の出兵慎むべく撤兵亦速きを尊ぶ、出兵に依つて起るべき排日運動位は眼中に無いなどと、武辯一片の辭を弄する勿れ、列國重視の中に於ける出兵、列國及支那をして我が出兵の合法的なること、對支策に誠意あることを示すと共に西伯利亞撤兵の愚を繰返さるるが肝要。

たり非友好的意圖を有するものに非ず、自衛上已むを得ざるの緊急措置、

隣邦支那の内亂相踵いで起る、國民黨内共産非共産の抗爭は、遂に國民黨乃至國民革命軍對北方軍閥の爭と爲つた手段を變へた政爭、支那人勝手の爭としても列國の迷惑絶大。

之を口實に排日を策するが如きは餘りに自己を知らぬ者、領土權の侵害を主張する位なら、支那自ら國權の維持を圖つて在留民を保護するが可い、南京事件漢口事件乃至は上海事件と、爲すべきを爲さずして權利のみを叫ぶ、文明國家の行動では無い、徒らに事を好み血の出るやうな國庫剩餘金を割い

我れも亦出兵の已むなきに至る、之

れ固より在留帝國臣民の生命財産の保護に在つて、南北兩軍の行動に干渉し

財界の安定を策する爲に開かれた臨時帝國議會、相當波瀾を觀るべく豫想されたに不拘、政府の提出した財界應急救濟法案に對し一部の修正と希望條件とを附して可決し、折角擡頭した樞密院彈劾決議案亦雲煙化する、爲に財界

平穩に歸し政友會内閣亦安堵す、併し

是等は政友會内閣が國民に信を有する結果に非ずして、憲政會内閣乃至は其

の政策に對する國民の一時的反動的思想の反映に不過、閣僚や與黨夢騷ぶる

勿れ。

政治的責任を有せざる樞密院が政治

に干渉し、貴族院が本來の性質に反し

たる行動に出づるは、畢竟制度の罪、

之が改正は普選に直面せる今日、當然

起るべき問題、敢て決議案建議案の提

出を俟つまでも無い、民本政治を主義

とする内閣が自ら進んで解決すべき重

大案件、之を爲し得て始めて政友會内

閣が國民に信任さるゝ所以。

▽

△

難産であつた立憲民政黨六月一日を期して生る、形は本黨と憲政會とに依る新設合併、質は本黨の憲政會への吸収合併畢竟憲本聯盟の具體化に不過、寧ろ本黨の爲に合併實現の遅かりしを恨む。

之に依つて政友會の百七十七に對し

二百二十六の大政黨成り、所謂二大政

黨對立す以て小黨が大政黨を操縦する

の變則政治を防遏するを得、政局安定

の脅威を除くを得む。

新黨の掲ぐる政綱、例に依り別に變

り榮えもないが、分配の公正に依る社

會不平の除去、人種平等、國際正義の

樹立、教育の機會均等、等々と聊か新

味を表はしたのは結構、併しながら如

何なる手段に依つて達成せむとする

か、言ふに易く行ふに困難な問題、唯

之を政綱とするだけでも政黨の進歩と

評すべきか。

濱口氏、總裁の任に就く、氏の人格

手腕よりして申分無し、併し黨の、統

率に至つては餘程の難事、若槻氏の憲

政會に於ける床次氏の本黨に於ける統

率さへ兎角の不平を醸したに、是等兩

黨混合編成に屬する政黨の統率は一層

の困難、加之表裏反覆常なかりし本黨

員を就し、地方地盤の關係は中央に於

けるが如く然く簡單に舊恨を緩和するに至らざるは明白、是既に新黨内暗闘の影を藏せる所以、病餘の身にも覺えず滿腔に熱血の漲るの慨を以て、民政黨の爲に努力を求むるや切。

既成政黨の更生は兎に角一部の新味を見せた、舊態依然たる政友會、假令今政權其の手に在るも其の運命や知るべきのみ、來るべき議會の勝敗は既に頭數に於て明白、唯之に備ふるには解散の手段に依つて、信を天下に問ふの一途在るのみ、更に以て勝を制するには舊政友會の惡習を打破し、善政之れ力め舊式政黨の殻を脱するに在り、新黨の成立、既成黨に衝動を與へたゞけでも効果がある、心せよ政友會。

▽ △

政變以來喧囂を極めた地方長官の交迭發表さる、免官二名休職三十五名、隨分思ひ切つた遣り方、内閣交迭毎に行はるゝ地方長官の異動、野に在つて之を非難攻撃したもの、一度朝に立つや今亦之を行ふ、猿の尻笑ひの類。

地方長官は各省大臣の命を受けて内行政執行の任に當る官、言はゞ時の政府の命令を遵奉執行するを任務とす、若し其の命に反するものあらば之を讒首する亦可、無能を讒首するものも亦咎むべきに非ず、併しながら此事を極めずして唯だ讒首異動を行ふ、暴舉と評するの外なし。

事務と政務を區別して官を設けたる

所以は、政變の爲に事務に熟練したる官吏を失はざらむことを期し、事務官をして事務の研究に専らならしめむことを策したるに由る、此理を捨て政變毎に地方長官の異動を行ふ、事務官たる地方長官を政務官化せしむるもの、事務官の政務官化、事毎に右顧左視して政黨の鼻息を伺ふに至るは人情。地方行政は勿論地方自治は爲に中央政治化され、眞の地方政治は得て望むべからず、此種自明の理を悟つて地方長官公選制を高調したのは政友會であつた、前言を讎し今大暴舉を行ふ、政黨の在野時代に於ける政見は些も虚偽なるを許すべきか。

或は言ふ、現内閣の權威を示す爲なりと、内閣の權威、無謀人事行政に依

つて人を畏怖せしむるに非ざれば之を維持する能はざるか、女子の手を捻じる如きは大人げない、新人採用有能拔擢の意味も無く、小姑的偏見を以て人を斷し、時の政府の命を遵奉したる良吏を誡首し、政友會系色彩の濃厚な老骨浪人を地方長官に任じて、前内閣の非を矯正したりと高調するが如きは、餘りに世人を欺瞞したるの言、斷じて許すべきに非ず、來るべき府縣會議員や衆議院議員の選舉に備ふる爲の交迭と評せらるゝのも當然、いかに脆辯を弄しても非を覆ふことは出來ぬ。

浮草稼業の地方長官、此暴舉に反對もせず、反つて暗に權門に叩頭して留任を之れ祈願したる者ありと言ふ、唾棄すべき行爲。

比較的才能を集め、世の信用と賞賛を博した内務系官吏が這次の異動に依つて失はれ行くを遺憾とす、唯だ鈴木内相に呈したきは、内務の人事は化石的司法官の人事と異なることを。



政友會、在野當時の聲明、曰く産業立國、曰く地租委讓、地方分權と、國民に對する多くの公約、此言質の履行を悉く要求するのは無理かも判らぬ、併しながら前議會に法案やら建議案を提出した手前、知らん顔の半兵衛を極る譯には行かぬ。

産業立國に則つて商工刷新、交通省新設と従前の聲明を尙裏書す、實際誠意あつての聲明か、心ある者をして聊

か疑はしむ、蓋し其の言ふ所を行ふべき手段方法を示さざるに依る、書生論を以てしては政治は出來ぬ筈。

産業立國の爲にする事業にしても、之に要する費用の財源を何に求むるか唯だ起債に依ると言ふだけでは満足は出來ぬ、憲政會のやうに極端な非募債方針も民意に反するが、一ヶ年三億圓の利子を負擔する國民が、何もかも起債に依る財政策は、吾人之を採らず、地租の委讓は國庫から六千六百萬圓を失ふの策、片手に新事業を握り片手で資財を分與せむとす、豊富ならざる財政の下に於ける大芝居、併し既に聲明したること、事の成否は政友會此後の手腕俟ち、郷等の行動を監視せむ。



### 道路の改良策の實現。

原内閣時代に樹立した道路改良政策、或る内閣では其の存在さへ否定したが、現内閣は之を改定して大に道路を改良し、所謂産業立國の實を挙げむとすと、當然のことゝは言へ之に考へ

附いたことを推賞す。

從來の道路改良費豫算を第一期と二期に區別し、第一期事業として一億千八百萬圓を十年間に支出し、別に産業道路改良費として十年間に六千二百萬圓を支出し、重要府縣道を自動車交通の爲に改良すと傳ふ。前者は従前の國道改良方針の實現を速め、七十一都市内國道府縣道の改良に補助せむとするもの、後者は彙年唱へられた地方開發

國道國費支辨主義にはまだ遠い、都

市輕視農村開發策に専らなと噂をされた政友會内閣が、都市計畫法施行都市の國道府縣道の改良助勢に眼を轉じたのは、憲政會の御株を奪つた形、併し一進歩と言つて可。

産業道路改良の助勢、鐵道敷設以上の効果を齎す必定、併しながら其の路線の選擇如何は、鐵道豫定線爭奪以上の利弊を伴ふ、黨利を離れ地方開發の價値を基礎として公平に選擇せよ、夫れが國民に信を得る所以。

近きに在るは喜ぶべし、交通省を設置

して現時に於ける不合理不條理の交通行政を刷新統一するは刻下の喫緊事、併し此自明の刷新問題までを制度審議會の議に附して解決せむとするは、憲政會内閣時代の行政調査會と同様、審議に籍口して日を送り無用の手數と世を騒すに不過、實現の誠意あらば速に實行せよ。

制度の改革、之も結構、交通省設置の問題も亦論議さる、吾が主張の實現

前内閣の調査會に代ふるに審議會を以てす、衆智を集めて論議すること、必ずしも咎むべきに非ずとするも、國政執行の自信と信用あつて内閣を組織したる者、他の智力を籍つて施政せむとするのは、自を侮るもの、此種會議を設置して主義政策實現の隠れ處と爲す勿れ。